

<参考情報>

「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月30日雇児保発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）には、保育所における食事をより豊かなものにしていくよう検討する際の参考として、食事の提供の意義や具体的なあり方等について示しており、衛生面の配慮についても記載していますので、参考にしてください。

## （2）事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

放課後児童クラブの中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガです。施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もありますので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが求められます。

施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検します。点検の結果については記録しておき、不具合がある場合には必要な補修等を行います。

なお、安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べることが必要です。

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

事故やケガの防止のために日常においてどのような点に留意すべきか、また、事故やケガが起きそうになった場合、あるいは起きた場合にどのように対応して被害を少なくするかといったことについて、日常の行動にいかすための事故防止マニュアルを整備し、それを効果的に活用できるように訓練や

研修を行う必要があります。特に、事故やケガが起きた場合を想定した実地の訓練は、実際に事故等が発生した際の迅速な対応につながるため、様々なケースを想定して定期的に行うことが必要です。

<参考情報>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）には、教育・保育施設等において、特に死亡や重篤な事故の予防と事故後の適切な対応を行うための指針が示されていますので、参考にしてください。

- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るために行動について学習し、習得できるように援助する。

放課後児童クラブにおける活動の中では、危険につながる可能性のあることに子ども自らが気付いて対処できる、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留めるなど、子ども自身が危険を回避できるようしていくことも求められます。子どもが遭遇する危険は、子どもの発達段階、子どもが置かれている状況や行動の内容によっても異なります。子どもが自ら危険を回避できる力を育てていくためには、子どもの発達段階や場面あるいは状況に応じた適切な援助が求められます。

- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

食物アレルギーのある子どもについては、書面及び面談により、保護者と緊密に連携し、アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、幼稚園、保育所等での対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示等、必要な事項を聞きとり、放課後児童クラブにおける対応方法を相談しながら決めていく必要があります。そして、対応方法と留意すべき事項については、子ども本人・保護者・全職員の間で共有しておくことが必要です。

食物アレルギー事故、窒息事故等には、危機管理の意識を持って日頃から備えておく必要があります。そのためには、緊急時における対応の方針を定めた上で運用方法と各放課後児童支援員等の役割分担について確認し、対応の手順を全職員の間で周知徹底する必要があります。また、緊急時に適切な対応を行うために、放課後児童支援員等は、食物アレルギーの症状が現れた場合や窒息等がみられた場合の見極め方や、救急車の要請、「エピペン®」の使用方法を含めた対応について、研修等で学んでおくことも必要です。

万が一、子どもがアレルギー症状を起こす食品を食べたりそれらに触れたりし(可能性を含む)、アレルギー症状と疑われる様子がみられる場合には、子どもから目を離さないよう注意しながら応急処置のために必要な準備を行うとともに、直ちに緊急性を判断することが重要です。緊急性が高いと判断される場合には、すぐに救急車の要請を行い、「エピペン®」の使用、AEDの使用等の心肺蘇生の対応を実施します。一方で、保護者への連絡、運営主体の責任者への連絡等も必要です。同時に、一連の対応について記録をとることや、他の子どもへの対応も求められます。それぞれの手順を、早急かつ確実に進めるためには、日頃から緊急時を想定した訓練を行い、全職員が子どもの安全を守る当事者としての認識を強く持って事故の防止に取り組む必要があります。

おやつの提供に際しては、窒息事故の可能性にも留意しなければなりません。食品を食べやすい大きさにして提供し、よく噛んで食べることを指導するとともに、食べる際の姿勢やおやつの時間（前後を含む）の子どもの様子には必ず目を届かせる必要があります。万が一、食品が喉に詰まった様子がみられた場合には、救急車を要請する一方で、到着するまでの間は、救急隊員のアドバイスに従って対処を試みます。食物アレルギーの症状への対応と同様に、素早い判断と救急対応、応急処置が肝要です。

#### ＜参考情報＞

食物アレルギーへの対応や接触時の安全の確保について、いくつかまとめた資料がありますので、これらを参考にしながら、事故の防止に向けて組織的・継続的に取り組むようにしてください。

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月17日雇児保発0317第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）保育所でのアレルギー疾患への対応の実態と、保育所における代表

的なアレルギー疾患についての原因や治療方法・保育所での生活上の留意点、食物アレルギーへの対応の方法について示されています。

- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省、平成 27 年 3 月）

学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として、食物アレルギーへの対応における基本的な考え方や留意すべき事項等が具体的に示されています。

- ・「食に関する指導の手引－第 1 次改訂版－」（文部科学省、平成 22 年 3 月）

学校における食育の必要性、食に対する指導の目標、食に関する指導の全体計画及び基本的な考え方と指導方法について取りまとめたもので、給食時における安全に配慮した食事の指導のあり方や窒息への対応方法についても示されています。

- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。

#### ◇事故やケガが発生した場合の対応

事故やケガが発生した場合には、応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要です。少しの対応の遅れが命に関わることもあり得るため、放課後児童支援員等は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにしておく必要があります。そのためには、応急手当の方法を学ぶ機会に参加することも求められます。

事故やケガが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、保護者に連絡し、事故原因等については改めて具体的かつ丁寧に説明することが求められます。保護者へ連絡する際には、家庭の状況や保護者の心情に配慮しながら、誠意ある対応を心掛けることが重要です。なお、万が一、事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望されます。

なお、重大事故が起きた場合には、放課後児童クラブの運営主体から市町村・都道府県を通じて厚生労働省及び消費者庁に報告することが求められています。

<関連法令・通知等>

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について（平成27年3月27日雇児育発0327第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）より

1. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

（略）

3. 報告期限

国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

4. 報告のルート

事業者から市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこととする。

（略）

5. 国の報告先

市町村から報告を受けた都道府県は、厚生労働省へ報告するとともに、事業者から報告を受けた市町村は、都道府県への報告に加え、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく報告）を行うこと。

（略）

<コラム> 放課後児童クラブにおいて事故等が発生した場合の初期対応の例

放課後児童クラブで事故等が発生した場合の直後の初期対応に当たって必要な事項の要点を紹介します。事故等が発生した場合の対応マニュアルの作成や想定訓練に活用してください。（財団法人児童健全育成推進財団・事故防止マニュアル作成委員会『児童館における安全対策ハンドブック』（平成17年）をもとに作成）

### 1. 状況の把握・応急対応

①被害やケガの状況を把握する。

ケガの受傷部位、受傷程度、命の危険や大きな損傷等の有無を判断する。

②必要に応じて応急処置（止血、冷やす、安静、AEDの使用、人工呼吸等）を行う。外部の医療機関（救急車・近隣の医院等）で対応する必要があるかについて、迅速に判断する。

③救急車の要請が必要な場合は、迅速に119番に通報する。

窒息の場合等は、少しの対応の遅れが命に関わることがある。また付き添いが必要になる際の担当（順番）や、その際に持参する情報等が用意されているか否かも、救急時対応の速度に影響する。

④情報収集を行う。

事故が起きた前後の状況と事故の内容を把握する。

### 2. 被害の拡大と二次被害を防ぐ

①応急処置の対応と並行して、他の子どもの安全確保を行う。

事故の場合は、他の子どもに被害が及ぶケースもあり、事故を目撃することで心理的なダメージを受けることもあるので、子どもを事故現場から遠ざける、安全な場所に移す、子どもの気持ちを落ち着かせるなどの対応を行う。

②必要と判断した時は、消防署、警察署等への通報も行う。

### 3. 被害に遭った（負傷した）子どもの保護者への連絡

①緊急性があると判断した時は、事故の内容を確認した時点で保護者に連絡する。

②保護者に連絡する際には、事故の状況と負傷の様子について、簡潔・適切に報告する。必要がある場合は医療機関等へ急行してもらうこともある。

③緊急性がないと判断した場合でも、保護者には可能な限り早く連絡する。

負傷の部位や程度によっては、放課後児童支援員等が子どもを家庭まで送り届け、直接保護者に説明するなど、丁寧な対応をする。被害に遭った（負傷した）子どもと保護者の心情を十分察して対応し、信頼関係を築くよう、誠意ある対応を心掛ける。

#### 4. 運営主体の責任者・市町村への連絡

①運営主体の責任者が放課後児童クラブと離れたところにいる場合は、1～3の応急対応と併せて、緊急時の連絡方法をあらかじめ決めておき、迅速に事故の経緯と応急対応の内容を伝え、その後の対応を話し合う。

②事故発生時の市町村への連絡方法をあらかじめ取り決めておき、それに従って連絡する。

#### ◇事故やケガが発生した場合の記録

事故やケガが発生した場合は、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録しておくことが必要です。発生時の状況を迅速かつ正確に記録することにより、その後の対応を適切に進めることができます。更に、発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等を記録することによって、それらの発生した原因や対処のあり方を検証し、その後の事故やケガの予防や対応に役立てることもできます。なお、これらの記録は、事故について報告や説明が求められる場合の基礎資料にもなります。

○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。

事故事例や事故につながりそうであったヒヤリ・ハット事例等の情報は、共有して対策のあり方を探ることで、多くの類似の事故を防ぐことにつなが

ります。軽微な事故や結果的に事故に至らなかった事例であっても、一歩間違えれば重大な事故に発展していた可能性があることを踏まえ、事例の情報を収集して記録の上、原因や要因を分析することが望まれます。この際、分析のために必要な事項が明確になるよう記録の方法や様式を工夫し、検討しやすい状態にしておくとよいでしょう。

また、一つの放課後児童クラブで起きた事例は、繰り返し起きたり、他の放課後児童クラブでも起きる可能性があるものです。実際に起きた事例を詳しく分析して教訓を引き出し、その内容を必要に応じて同一の事業者内あるいは市町村内の他の放課後児童クラブとも共有し、予防策にいかすことも考えられます。

- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブに通う子どもや放課後児童支援員等の事故やケガ等で賠償すべき事態が発生する場合に備えて、必ず損害賠償保険に加入しておく必要があります。また、過失の有無に関わらずケガ等を保障する傷害保険等についても加入が必要です。

なお、加入している保険の内容については、放課後児童クラブの利用の開始に当たって説明会あるいは書面で保護者に説明しておくことが必要です。

### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

#### ◇防災及び防犯対策のための計画及びマニュアル

地震・津波、気象災害（台風、大雪、竜巻、雷等）、火災等の災害が発生した場合には、適切に対応し、速やかに避難行動をとることが必要です。そのため、放課後児童クラブの運営主体は、市町村の基本方針をもとに地域の特徴を考慮して防災対策のための計画及びマニュアルを作成し、その内容

について全職員の間で徹底する必要があります。そして、対応方針についての情報を学校等の関係機関、また保護者と共有するとともに、それらの計画及びマニュアルを市町村や地域組織とも共有し、地域と連携した対応の仕組みを確立しておくことが重要です。

なお、火災の発生に備えた必要な対応として、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定により、放課後児童クラブの運営主体には、消防用設備等の設置・維持管理の義務や防火管理者の選任の義務、定期的な消防訓練の実施の義務があります。

不審者が侵入した場合や近隣で不審者に関する情報を入手した場合に備えて、防犯に関する計画及びマニュアルを作成し、防災対策のための計画及びマニュアルと同様に、関係機関や保護者と共有しておくことも必要です。放課後児童クラブの置かれている環境や施設設備の状況等を考慮しながら、緊急事態発生時に子どもの安全を守るために必要な対応について関係機関と協議し、確認しておくことが求められます。

#### ◇定期的な避難訓練の実施

災害や不審者侵入等の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、定期的に（少なくとも年に 2 回以上）避難訓練を実施し、非常時の対応行動や放課後児童支援員等の役割分担、避難経路等について確認しておくことが必要です。

避難訓練は、子どもも参加して体験型で行うことが求められます。避難訓練を実施する際の時間帯についても、出席予定の子どもが全員揃っている場合と揃っていない場合、学校からの下校途中に災害が生じた場合等、いくつかの場合を想定して行うことが適切であるといえます。また、子どもと一緒に避難場所へ行く訓練や、子どもを保護者に渡す訓練を行うなど、被害の状況に応じた避難行動の流れを確認することも望まれます。その際には、保護者や地域住民等に避難訓練の実施をあらかじめ伝え、理解や協力を得る必要があります。

なお、避難訓練を行った後は、実施状況等を記録し、改善策を検討することも重要です。

#### ◇防災・防犯のための事前の備え

防災・防犯のためには、定期的な避難訓練の実施と併せて、施設、設備等や周辺の環境についての点検、関係者・関係機関等との情報共有等、事前の

備えを十分に行っておくことが必要です。

#### <コラム>

#### 防災・防犯のための事前の備え

防災・防犯のためには、定期的な訓練の実施と併せて、事前の備えを十分に行っておくことが必要です。以下に、事前の備えとして実施することが望ましい事項として考えられる主なものを整理し、紹介します。

##### 【防災・防犯のための事前の備えとして実施しておくべき事項の例】

###### ◆定期的な避難訓練の実施と併せて

- ✓ 通常使用している書類等で非常時に持ち出しが必要なもの（児童票・出席簿・引渡し票等）を確認する。
- ✓ 緊急時対応のマニュアル（119番通報や避難誘導等の手順を示す、救急病院等のリスト）を作成し、職員間で共有する。

###### ◆その他の事前の備えとして

- 防災
  - 非常持ち出し袋・備蓄物を準備し、内容物を定期的に確認する。
  - 地震等によって設備、遊具や備品等の落下・倒壊等が生じないか点検する。
  - 停電を想定した情報収集の手段を用意しておく（電池式ラジオ等）。
  - 消火器を使いやすい場所に配置し、定期的に機能の点検と使い方の確認を行う。
- 防犯
  - インターフォンを設置するなどして、来訪者と直接会う前にわかるようにする。
  - 安全確保のために必要とされる箇所については施錠する。
  - 施設、設備等や周辺環境に不審者等が不正侵入しやすい箇所がないか点検し改善する。
  - 不審者情報について隨時確認し、保護者にも情報提供する。
- 共通事項

- 警察や消防、学校等関係機関と不審者情報や災害対策に関する情報を共有する。
- 対応方針について保護者にあらかじめ情報提供し、説明する（情報配信システムの整備）。
- 放課後児童クラブ内に避難経路を掲示しておく。
- 子どもに防災・防犯に対する意識を高める取組を行う。
- 応急処置のための医薬品その他の医療品を配備する。
- 非常警報装置を設置する。

**<参考情報>**

社会福祉施設等の防犯に係る安全確保については、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知）を参照してください。

- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める

防災や防犯に関する訓練については、保護者や学校、警察や消防、その他の地域の関係機関や地域組織等と連携して行う必要があります。また、必要に応じて学校や地域の関係機関や地域組織等が実施する避難訓練に放課後児童クラブが参加することも望まれます。

避難場所、避難所開設時の運営方針、学校から放課後児童クラブに通う途中に災害が起きた場合の対応についても、あらかじめ作成している防災・防犯のための計画及びマニュアルに沿って確認し、それに沿った避難訓練を行うことが望されます。

また、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の収集と共有については、市町村や学校等の関係機関と連携して取り組むことが望まれ

ます。災害や不審者・犯罪等の発生に関わる情報の入手と、情報を入手した後の取扱いと共有の手順についてもあらかじめ関係者及び関係機関間で取り決めておくことが望されます。

- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。

災害等の発生時には、子どもの安全確保を最優先にし、迅速に避難行動を起こすことが重要です。市町村やメディア等から情報を収集し、市町村や運営主体の責任者と連絡をとりながら、災害等の状況に応じた適切な避難行動や、保護者をはじめとする各所への連絡等の対応をとることが求められます。

また、災害等発生時の開所・閉所の判断基準については、子どもの安全を最優先に考えて、あらかじめ市町村と協議して放課後児童クラブとしての方針を定め、その内容を連絡方法とともに保護者と共有しておくことが必要です。

- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

放課後児童クラブの開所時間中に災害が発生した際には、子どもの安全確保の後、保護者、運営主体の責任者、市町村、学校等に早急に連絡をとることができるように、緊急時の連絡体制を整備し共有しておく必要があります。同時に、電話がつながらないなどにより保護者との連絡が十分にとれない可能性があることも考慮し、そのような状況下においても保護者が子どもの状況を知ることができるよう、安全確保の状況や避難場所等についての情報を所定の場所に掲示し通知するなどの対応も必要です。

#### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。

子どもの来所及び帰宅時の安全を確保するためには、放課後児童クラブが子どもの来所や帰宅の状況について保護者との連絡をもとに確実に把握していくことが必要です。